

平成30年度 第4回 役員会議事要旨

日 時 平成30年5月23日（水） 10時30分～11時58分

場 所 学長室

出席者 学長，後藤理事，兒玉理事，寺本理事，和田理事，吉田理事

欠席者 北村監事

陪席者 佐々木監事，山下附属病院長

1 審議事項

(1) 佐賀大学教授会規則の一部改正について

総務課長から，拡大役員懇談会で協議，及び教育研究評議会で審議した案件であり，教授会の構成員を教授及び特任教授とするものである旨説明があり，審議の結果，了承された。

(2) 拡大役員懇談会の議論からピックアップした課題について

総務部長から，拡大役員懇談会及び理事室で検討した課題について，進捗管理表を作成することにより検討の進捗状況を可視化し，速やかに関係会議に附議していくとともに，役員会において定期的に進捗を確認していくものとする旨説明があった。

次いで，企画評価課長から個々の検討課題について説明があり，担当理事等から進捗状況の説明があった。

最後に，学長から，今後は進捗管理表を確認し，必要に応じてテコ入れていくなど活用していくとの説明があった。

(3) 国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の適用除外について

医学部事務部長から，医学部臓器再生医工学研究室で雇用している技術補佐員について，国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の取扱いに関する規程第3条第1項第1号で定められた3年の契約期間を満了するが，当該技術補佐員は博士研究員と同等以上の研究業務をこなし，また語学力により研究室運営に貢献していることから余人をもって代え難いため，同規程第5条第1項第9号により平成30年7

月 1 日から平成 3 2 年 6 月 3 0 日までの 2 年間の契約期間の適用除外について審議するものである旨の説明があり、審議の結果、了承された。

(4) 障害者雇用臨時職員の契約期間の延長について

医学部事務部長から、医学部事務部総務課において障害者雇用臨時職員として勤務する者について、国立大学法人佐賀大学が締結する有期労働契約の契約期間の取扱いに関する規程第 5 条第 3 項で定められた 5 年の契約期間を満了するが、当該臨時職員は自ら PHS を修理することにより、迅速な対応と経費節減に寄与しており、また障害者の法定雇用率の引き上げが行われている現状を考慮すると余人をもって代え難いため、同規程第 5 条第 1 項第 9 号により 6 5 歳年度末である平成 3 4 年 3 月 3 1 日までの契約期間延長について審議するものである旨説明があり、審議の結果、了承された。

(5) その他

特になし。

2 報告事項

(1) 附属病院経営状況について

山下医学部附属病院長から、平成 3 0 年 2 月までの平成 2 9 年度附属病院収支実績及び見込、月別材料比率の推移、附属病院の目標達成状況、外来棟の再整備開始等について報告があった。

(2) 余裕資金の運用について

財務部長から、平成 2 9 年度の運用益総額、資金運用登録業者及び資金運用益の使途並びに平成 3 0 年度の運用（見込み）について報告があった。

(3) その他

特になし。

3 その他

特になし。

以上